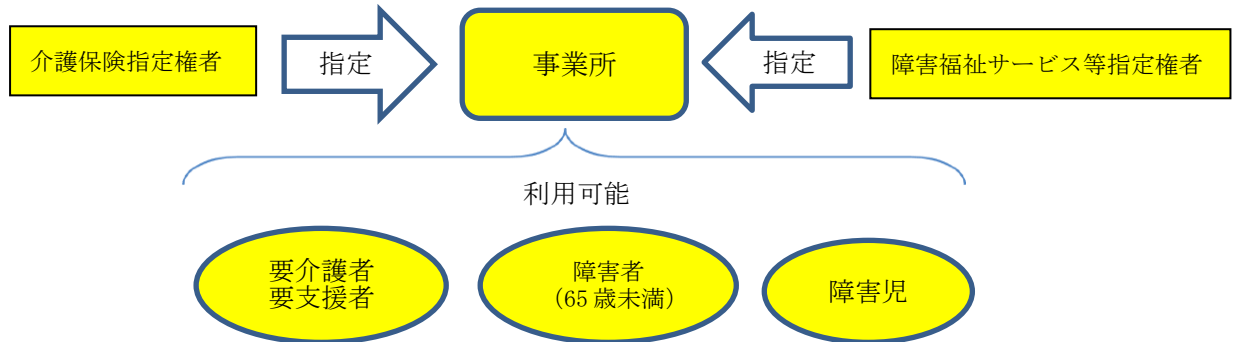


共生型サービスについて

1 共生型サービスの概要

(1) 共生型サービスとは

介護保険事業所が障害福祉サービス等事業所としての指定を、障害福祉サービス等事業所が介護保険事業所としての指定を受けることで、高齢者と障害者等の双方の利用を可能とする制度



(2) 共生型サービスの指定基準の概要

	介護保険⇒障害福祉サービス等	障害福祉サービス等⇒介護保険
人員基準	介護保険	障害福祉サービス等
施設・設備基準	介護保険	障害福祉サービス等
運営基準	介護保険・障害福祉サービス等	
その他	他の障害福祉サービス等事業所から技術的支援を受けること	他の介護保険事業所から技術的支援を受けること

(3) 報酬

介護保険⇒障害福祉サービス等	障害福祉サービス等⇒介護保険
障害者・障害児の報酬を調整	要介護者・要支援者の報酬を調整 (93/100)

2 共生型サービスの種類等

(1) 導入されるサービス

介護保険と障害福祉サービス等とで同様のサービスを提供する次のサービスについて、共生型の制度が導入された。

介護保険サービス	障害福祉サービス	障害児通所支援サービス
訪問介護	居宅介護，重度訪問介護	
通所介護	生活介護 自立訓練（機能訓練） 自立訓練（生活訓練）	児童発達支援 放課後等デイサービス
短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	短期入所 （併設型・空床利用型のみ）	
地域密着型通所介護	生活介護 自立訓練（機能訓練） 指定自立訓練（生活訓練）	児童発達支援 放課後等デイサービス

(2) 障害福祉サービス等の相談窓口

別紙のとおり

障害福祉サービス事業所等の指定申請等の窓口等

1 事業者指定等担当窓口

① 居宅系サービス：居宅介護，重度訪問介護，同行援護，行動援護，短期入所，
重度障害者等包括支援，共同生活援助

担当窓口		所在地 電話番号	所管区域
県	西部厚生環境事務所 厚生課	〒738-0004 廿日市市桜尾二丁目 2-68	海田町，熊野町 坂町，安芸太田町
		0829-32-1181（代表）	
広島市	障害自立支援課	〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目 6-34	広島市
		082-504-2841	
呉市	福祉保健課	〒737-8501 呉市中央四丁目 1-6	呉市
		0823-25-3132	
竹原市	福祉課	〒725-8666 竹原市中央五丁目 1-35	竹原市
		0846-22-7743	
三原市	社会福祉課	〒723-8601 三原市港町三丁目 5-1	三原市
		0848-67-6060	
尾道市	社会福祉課	〒722-8501 尾道市久保一丁目 15-1	尾道市
		0848-38-9124	
福山市	障がい福祉課	〒720-8501 福山市東桜町 3-5	福山市
		084-928-1208	
府中市	地域福祉課	〒726-8601 府中市府川町 315	府中市
		0847-43-7148	
三次市	社会福祉課	〒728-8501 三次市十日市中二丁目 8-1	三次市
		0824-65-2051	
庄原市	社会福祉課	〒727-8501 庄原市中本町一丁目 10-1	庄原市
		0824-73-1210	
大竹市	福祉課	〒739-0692 大竹市小方一丁目 11-1	大竹市
		0827-59-2146	
東広島市	障害福祉課	〒739-8601 東広島市西条栄町 8-29	東広島市
		082-420-0180	
廿日市市	障害福祉課	〒738-8501 廿日市市下平良一丁目 11-1	廿日市市
		0829-30-9152	
安芸高田市	社会福祉課	〒731-0592 安芸高田市吉田町吉田 791	安芸高田市
		0826-42-5615	
江田島市	社会福祉課	〒737-2297 江田島市大柿町大原 505	江田島市
		0823-43-1638	

府中町 福祉課	〒735-8686 安芸郡府中町大通三丁目 5-1	府中町
	082-286-3161	
北広島町 福祉課	〒731-1595 山県郡北広島町有田 1234	北広島町
	050-5812-1851	
大崎上島町 福祉課	〒725-0401 豊田郡大崎上島町木江 4968	大崎上島町
	0846-62-0301	
世羅町 福祉課	〒722-1192 世羅郡世羅町本郷 947	世羅町
	0847-25-0072	
神石高原町 福祉課	〒720-1522 神石郡神石高原町小畠 2025	神石高原町
	0847-89-3335	

② 施設系サービス：療養介護，生活介護，施設入所支援，自立訓練（機能訓練），自立訓練（生活訓練），就労移行支援，就労継続支援A型，就労継続支援B型

担当窓口	所在地	所管区域
	電話番号	
県 障害者支援課	〒730-8511 広島市中区基町 10-52	広島市及び福山市を除く全区域
	082-513-3158	
広島市 障害自立支援課	〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目 6-34	広島市
	082-504-2841	
呉市 福祉保健課	〒737-8501 呉市中央四丁目 1-6	呉市
	0823-25-3132	
福山市 障がい福祉課	〒720-8501 福山市東桜町 3-5	福山市
	084-928-1208	

③ 児童福祉施設等：児童発達支援，医療型児童発達支援，放課後等デイサービス，保育所等訪問支援，福祉型障害児入所施設，医療型障害児入所施設

担当窓口	所在地	所管区域
	電話番号	
県 障害者支援課	〒730-8511 広島市中区基町 10-52	広島市を除く全区域
	082-513-3158	
広島市 障害自立支援課	〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目 6-34	広島市
	082-504-2841	

※ 児童発達支援，放課後等デイサービスの指定権限については，平成31年4月1日に中核市（呉市，福山市）へ法定移譲される予定。